

子ども・子育て新制度の概要

1 今までの子育て支援をめぐる国の動き

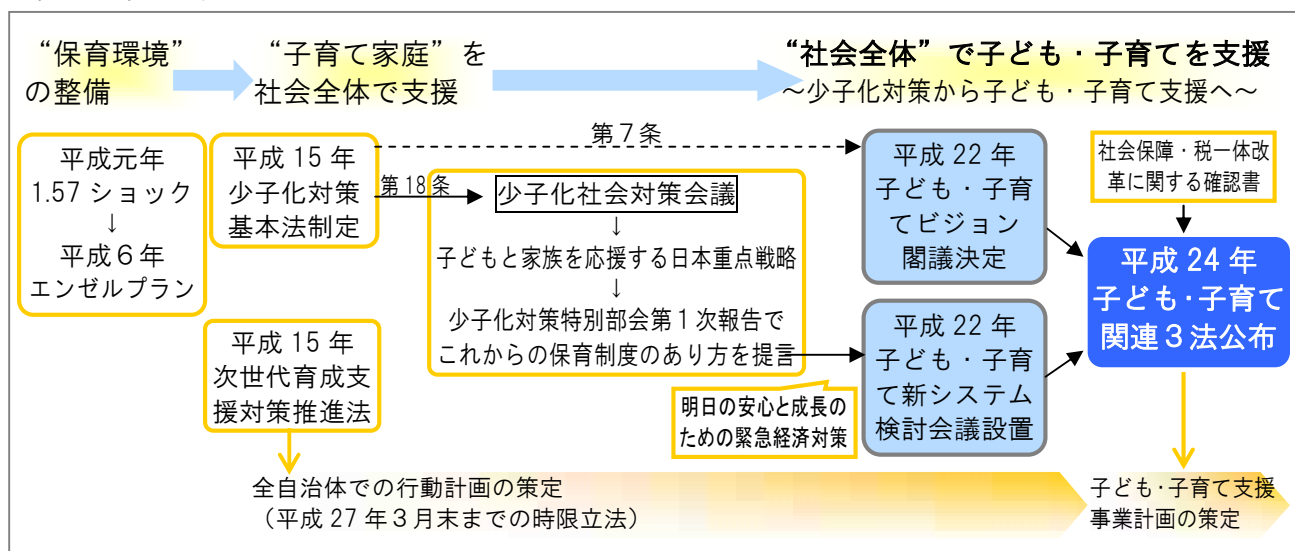
今までの子育て支援は、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」をするという、“子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり”という、子どもを生み育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。しかし、この間に少子化はとどまることはありませんでした。

それを受け、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が可決・成立し、同月に公布されました。

この関連 3 法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とし、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくとするものです。



■国の基本的な流れ



子ども・子育て関連 3 法とは？

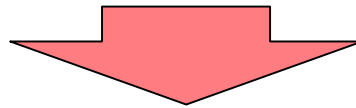
- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 子ども・子育て関連3法について

①子ども・子育て関連3法成立の背景

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



子ども・子育て関連3法の目的

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保及び子どもが減少傾向にある地域の保育支援
- 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援の意義＝子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現



教育・保育・就労・生活環境
を社会全体で整備

この子ども・子育て支援の意義に基づき、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者であり、家庭が教育の原点であるという前提のもと、保護者が、子育てについての責任を果たせるよう、課題解決に向けた取り組みを進めます。

②子ども・子育て関連3法の概要

子ども・子育て関連3法の趣旨とポイント

●3法の趣旨

3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

●主なポイント

- ・認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善など）
→幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育などへの給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など）

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援共通の仕組み

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

●社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

●政府の推進体制

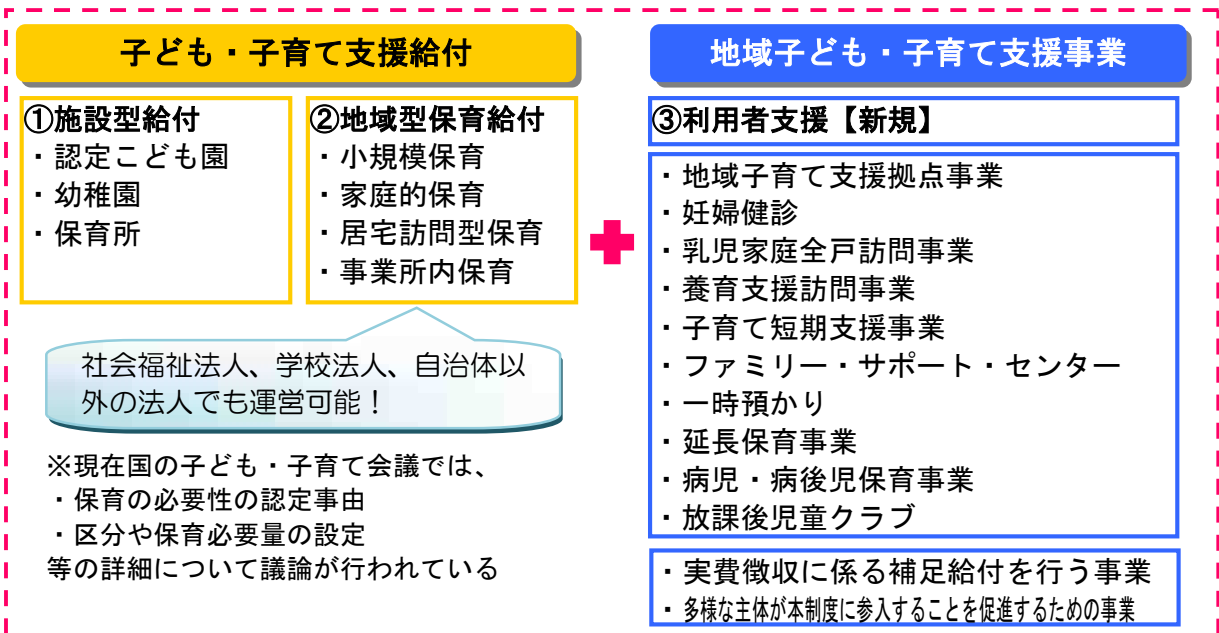
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

●子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

3 新法に関連する新たな給付

①子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像



①施設型給付

■認定こども園

幼稚園・保育園などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）

■認定こども園の施設類型

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

■幼保連携型認定こども園の新制度

旧制度は幼稚園と保育所の認可や指導監督が別々で複雑でしたが、今回の制度変更により単一認可、財政措置も「施設型給付」に一本化されました。

	保育を必要としない	保育を必要とする
満3歳以上		保育（児童福祉）
	学校教育	学校教育
満3歳未満	—	保育（児童福祉）

■幼稚園・保育所

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

保育所は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

平成18年の教育基本法の改正で生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、幼児教育が重要なものであるということが明言されて以降、平成20年には、すべての子どもに等しく質の高い幼児教育を提供するため、保育所保育指針と幼稚園教育要領の改定が行われました。

この改定を受け、保育所・幼稚園など、どの施設においても等しく教育・保育が受けられるよう、「手引き」を作成する自治体も増えています。

■保育所保育指針と幼稚園教育要領の内容

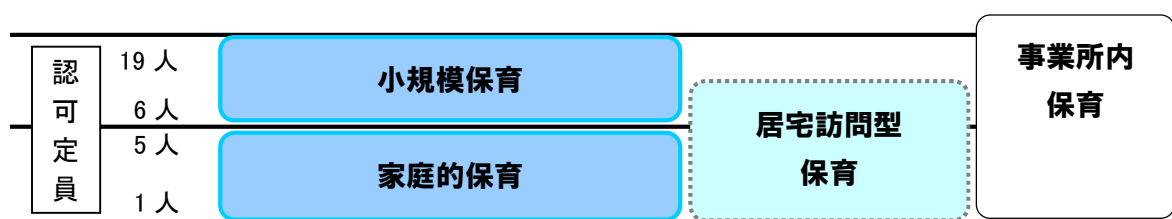
保育所 保育指針	○保育所の役割の明確化 ○保育内容、養護と教育の充実 ○小学校との連携	幼稚園 教育要領	○発達や学びの連続性 ○幼稚園生活と家庭生活の連続性 ○子育て支援と預かり保育の充実
---------------------	---	---------------------	--

②地域型保育給付

■地域型保育給付の種類

小規模保育事業	利用定員が6～19名の保育を行う事業
家庭的保育事業	5人以下の保育を行う事業。原則、自宅で子ども3人を1人の保育ママが保育をするという形態
居宅訪問型保育事業	在宅保育でベビーシッターとして預かる事業
事業所内保育事業	主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

■地域型保育事業の位置づけ



③利用者支援【新規】

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報集約と提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言・関係機関との連絡調整を行うサービス。（例：横浜市保育コンシェルジュ など）

4 子ども・子育て支援事業計画とは？

①計画の法的根拠

■子ども・子育て支援法（抄）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

②計画の期間

平成27年度～平成31年度までの5年間

③計画の記載事項

必須記載事項

●教育・保育提供区域

→教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めるところ

●各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

→各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

→認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

●各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

→各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

→地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

●子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

→認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。



任意記載事項

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
 - 各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

